

貴金属受渡細則

貴金属受渡細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第8項の規定に基づき、貴金属市場の受渡しに関し必要な事項について規定する。

第2章 現物先物取引における受渡し

(現物先物取引における受渡し)

第1条の2 現物先物取引における受渡しは、業務規程に定めるもののほか、本章の定めるところにより行わなければならない。

(受渡供用品)

第2条 受渡供用品は、次に掲げる地金であって、かつ、商号又は商標及び品位が刻印されたもの並びに貴金属受渡供用品の指定要領第5条に規定する品質及び形状の基準を満たすものでなければならない。

(1) 金1,000グラムバー純度99.99パーセント以上の金であって、次に定めるものとする。

イ 日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社、松田産業株式会社、日鉱製錬株式会社、アサヒプリテック株式会社及びパンパシフィック・カッパー株式会社においてそれぞれ製錬された金地金

ロ JOHNSON MATTHEY (LONDON, AUSTRALIA, CANADA, SALT LAKE CITY, HONG KONG)、
ENGELHARD, SWISS BANK, ARGOR S. A.、ARGOR-HERAEUS S. A.、CREDIT SUISSE、DEGUSSA、
UNION BANK OF SWITZERLAND、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、COMPTOIR LYON
ALEMAND LOUYOT、METALOR U. S. A.、RAND REFINERY、GOLDEN WEST REFINING、LG METALS、
ENGELHARD-CLAL (PARIS, LONDON)、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、
LG-NIKKO、AGR、VALCAMBI S. A.、METALOR、LS-NIKKO、ASAHI REFINING CANADA、ASAHI
REFINING USA、METALOR HONG KONG、METALOR SINGAPORE

(2) 銀30キログラムバー純度99.99パーセント以上の銀であって、次に定めるものとする。
ただし、当社が必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の銀地金を追加することができる。

イ 日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、東邦亜鉛株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石

福金属興業株式会社、横浜金属株式会社、松田産業株式会社、アサヒプリテック株式会社及びJX金属株式会社においてそれぞれ製錬された銀地金

ロ PENOLES、CP PERU、ASARCO AMARILLO、DEGUSSA、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、SUNSHINE、METALOR U. S. A.、KOREA ZINC、CCR CANADA、ENGELHARD-CLAL (PARIS)、PAMP、VALCAMBI S. A.

(3) 白金500グラムバー純度99.95パーセント以上の白金であって、次に定めるものとする。ただし、当社が必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の白金地金を追加することができる。

イ 株式会社ジャパンエナジー、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社、松田産業株式会社、アサヒプリテック株式会社及び株式会社フルヤ金属においてそれぞれ製錬又は品位を認定された白金地金

ロ CREDIT SUISSE、JOHNSON MATTHEY (UK)、JOHNSON MATTHEY (U. S. A.)、DEGUSSA、WESTERN PLATINUM、P. G. P.、ENGELHARD (U. S. A.)、ENGELHARD (LONDON)、株式会社ヒラコ、ALMAS、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、ENGELHARD-CLAL (PARIS、LONDON、U. S. A.)、VALCAMBI S. A.、PAMP

(4) パラジウム3キログラム（2個又は3個のバーをもって1受渡単位とすることができる。この場合において、各バーは同一銘柄とし、1個当たりの重量は500グラム以上とする。）バー純度99.95パーセント以上のパラジウムであって、次に定めるものとする。

イ 株式会社ジャパンエナジー、三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、松田産業株式会社、エヌ・イーケムキャット株式会社、昭栄化学工業株式会社及びアサヒプリテック株式会社においてそれぞれ製錬又は品位を認定されたパラジウム地金

ロ STATE REFINERY、ENGELHARD (LONDON、PARIS)、JOHNSON MATTHEY (LONDON)、INCO EUROPE、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、DEGUSSA AG、W. C. HERAEUS GMBH、WESTERN PLATINUM、ARGOR-HERAEUS S. A.、METAUX PRECIEUX S. A. METALOR、VALCAMBI S. A.、P. G. P.、ENGELHARD-CLAL (PARIS、LONDON)、KRASNOYARSK、PAMP

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第3条 銀、白金又はパラジウムの受渡しにおいて、受渡品の量目が前条の受渡しの単位に比し、銀にあっては100分の6、白金にあっては100分の2、パラジウムにあっては100分の15以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、当該受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

(受渡品の量目の計算)

第3条の2 受渡品の量目の計算は、1受渡単位毎とし、次の各号によるものとする。

- (1) 銀にあつてはグラム位までとし、グラム未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。
- (2) 白金にあつてはグラム位未満2位までとし、その小数点3位を切り捨てて計算する。
- (3) パラジウムにあつてはグラム位未満2位までとし、その小数点3位を切り捨てて計算する。なお、2個又は3個のバーをもって1受渡単位とする場合は、その合計の重量をもって計算するものとする。

(受渡方法)

第4条 受渡しは、次の方法による。

- (1) 渡方は、受渡しに提供する受渡品について、当社が定める荷渡通知書（パラジウムの受渡しにおいて、1受渡単位当たりのバーの数が複数の場合は、その旨を記載する。以下本細則において同じ。）を作成し、当月限納会日の翌営業日の正午までに、これを当社に差し出さなければならない。この場合において、業務規程第54条第1項ただし書きに規定する受方の同意があるときは、受方の同意のあることを証する書面を併せて当社に提出しなければならない。
- (2) 第15条の規定により受渡条件調整を希望する渡方、受方は、それぞれ当社が定める荷渡通知書及び荷受通知書を作成し、当月限納会日の翌営業日の正午までに、これを当社に差し出さなければならない。なお、当社は、荷渡通知書及び荷受通知書を受理した後、遅滞なく取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下この条、第7条、第8条、第9条、第15条、第22条及び第26条において同じ。）に対し通知するものとする。
- (3) 両建玉を有する取引参加者は、当該両建玉の受渡しの渡方及び受方となるものとする。
- (4) 当社は、第15条第2項及び第15条の2の規定により受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、両建玉の受渡しに係るものを除いた部分の受方が2名以上あるときは、当社において抽せんを行い、それぞれの受方が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の抽せんは、当社が定める方法により、第1号の荷渡通知書を当社が受理した後、当社の指示する時刻に当該受渡しに係る受方（代理人を含む。）が行うものとし、受方が指示する時刻までに出頭しないときは、当社の社員が代行する。
- (5) 当社は、受方の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る受方及び渡方に通知する。
- (6) 当社は、受渡日の前営業日の正午までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。

- (7) 受方は、業務規程第50条に定める受渡日の正午までに受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。
- (8) 渡方は、その受渡日の前営業日の午後3時まで、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券（パラジウムの受渡しにおいて、1受渡単位当たりのバーの数が複数の場合は、その旨を記載する。以下本細則において同じ。）（第15条の規定により受渡条件調整により受渡しを行う場合は荷渡指図書）を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。
- (9) 前2号の場合において業務規程第54条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書又は実物」と読み替えるものとする。

（渡方の義務）

- 第5条** 渡方（委託玉にあつては委託者等とする。）は、当月限納会日から起算して7営業日前に当たる日までに受渡しに提供する貴金属地金を当社が指定する鑑定業者（以下「指定鑑定業者」という。）に鑑定のため引き渡し、指定鑑定業者より貴金属地金の預り証の交付を受けるものとする。
- 2 指定鑑定業者は、渡方より貴金属地金を引き受けた日から5営業日以内に鑑定を終了しなければならない。
 - 3 前2項の規定による鑑定等のために要する費用は、渡方の負担とする。
 - 4 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当する場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を連絡するとともに、指定倉庫業者に渡方より引受けた貴金属地金を引渡さねばならない。
 - 5 前項の場合において、指定倉庫業者は、すみやかに渡方に倉荷証券を発行しなければならない。ただし、別段の指示がある場合は、この限りでない。
 - 6 前項の受渡供用品を引き取り倉荷証券を発行する指定倉庫業者は、これを月番制により行うものとする。
 - 7 第4項の指定鑑定業者から受渡供用品を引き取る運送費用は、当社の負担とする。
 - 8 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当しない場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を通知し、渡方より引受けた貴金属地金を返還しなければならない。
 - 9 前8項の規定は、当社が指定する者が渡方となる場合は適用せず、当該渡方が直接指定倉庫業者に、受渡しに提供する貴金属地金を引き渡すものとする。

（受渡品提供後の滅失損傷）

- 第6条** 渡方が受渡しのため倉荷証券を当社に差し出した後、当社がこれを受方に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷したときは、その損失は、渡方の負担とする。
- 2 前項の場合において、渡方は、遅滞なく、その旨当社に届け出て、その申出の日の翌

営業日から5営業日以内に、その滅失又は損傷したものの代品の倉荷証券を差し出して受渡しを履行しなければならない。

- 3 渡方は、代品の全部又は一部を提供することができないときは、第2項の規定にかかわらず、当社の承認を得てその部分の受渡しを拒むことができる。この場合においては、当社は、受渡しが終了したものとみなし、当社に差し出した受渡代金のうち、その滅失又は損傷したもののうち、代品の提供がなかった部分の金額を受方に返還する。
- 4 第2項又は前項の場合においては、受方は、その受渡しを拒むことができない。

(早受渡し)

第7条 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について当社が定める荷渡通知書、最終受渡期日を記載した書面をもって、受方は、引受銘柄、引受数量、最終受渡期限並びに受渡品につき指定する事項があるときはその旨を記載した書面をもって、当月限納会日の属する月の前月1日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当月限納会日から起算して3営業日前に当たる日の午後2時30分までに、それぞれ当社に申し出なければならない。この場合において、早受渡しの申出日の翌営業日を最終受渡期日にしようとするときは、当該申出日の正午までに当社に申し出なければならない。

- 2 当社は、早受渡しの申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定による書面の内容を取引参加者に対し通知して、その相手方を求める。
- 3 早受渡しの申出を行った取引参加者は、その申出数量に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくはその申出の内容を変更することができない。ただし、第5項の規定による所定の期限までに応諾の申出がなかった部分については、この限りでない。
- 4 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する取引参加者が早受渡しの申出に対しその全部又は一部につき応諾しようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について当社が定める荷渡通知書をもって、受方は、引受銘柄及び引受数量を記載した書面をもって、それぞれ当社に申し出なければならない。
- 5 前項の規定による応諾の申出は、早受渡しの申出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日の直前営業日までの毎営業日の午後2時30分までとし、当社は、その申出の日時の順序に従って順次当事者を決定し、その申出の日時が競合するときは、第4条第4号の規定に準じ、その日に抽せんを行い、受渡品の渡方又は受方を決定する。
- 6 第1項又は第4項の場合において、第5条第9項の規定に基づき当社の指定する者以外の者が渡方となる場合には、渡方は、早受渡しの申出日又は応諾の日までに受渡しに提供する貴金属地金について指定鑑定業者の鑑定を受けなければならない。
- 7 早受渡しの申出又はその応諾の申出を行った取引参加者は、申出数量の全部に満たないことを理由として早受渡しを拒むことはできない。
- 8 早受渡しの日時は、受渡品の渡方又は受方が決定した日の翌営業日正午限りとする。

- 9 早受渡しの受渡値段は、受渡品の渡方又は受方が決定した日の1番限月の帳入値段とし、その建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外する。
- 10 当社は、早受渡しが決めたときは、遅滞なく、取引参加者に対し通知する。
- 11 当社は、受渡日の前営業日までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金等を通知する。
- 12 早受渡しの受方は、受渡日時までに受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。
- 13 早受渡しの渡方は、受渡日時までに受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出し、これと引換えに受渡代金等の支払いを受ける。
- 14 前2項の場合において、業務規程第54条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書又は実物」と読み替えるものとする。

(合意早受渡し)

- 第8条** 先物取引の1番限月の建玉を有する取引参加者は、当月限納会日の直前営業日以前に渡方と受方の合意による受渡し（以下「合意早受渡し」という。）を行うことができる。ただし、1番限月の建玉を有する他の取引参加者から異議の申立てがあった数量については、この限りでない。
- 2 合意早受渡しを行おうとする取引参加者は、当該合意早受渡日の直前営業日の正午までに、渡方及び受方が連署した合意早受渡申出書及び前条第1項に規定する書類を当社に提出しなければならない。
 - 3 1番限月の建玉を有する他の取引参加者が前項の合意早受渡しに関する異議の申立てをしようとするときは、当該合意早受渡しの受渡日の直前営業日の午後2時30分までに、異議の申立理由書及び前条第1項の規定による書類を当社に提出しなければならない。この場合において、当社は、当該異議の申立てに理由があると認めたときは、当該合意早受渡し申出に係る数量から当該異議の申立てに係る数量を控除したものについて、合意早受渡しを行わせるものとする。
 - 4 当社は、前項の規定により合意早受渡しの申出に係る数量から控除された数量については、当該合意早受渡しの申出者又は当該合意早受渡しに関する異議の申立者から前条の規定による早受渡しの申出又は応諾の申出があったものとみなし、同条の規定により処理する。
 - 5 合意早受渡品の品質については、当社は責任を負わないものとする。前条第2項、第3項及び第7項から第14項までの規定は、合意早受渡しについて準用する。

(両建早受渡し)

- 第9条** 先物取引の1番限月の両建玉を有する取引参加者は、当月限納会日の直前営業日以前に、その両建玉による受渡し（以下「両建早受渡し」という。）を行うことができる。

2 第7条第3項、第4項及び第8項から第14項まで並びに前条第2項の規定は、両建早受渡しについて準用する。

(指定倉庫業者及び指定倉庫)

第10条 業務規程第49条第1項第2号で定める指定倉庫業者及び指定倉庫は、次のとおりとする。

三菱倉庫株式会社東京支店 トランクルーム営業所佐賀町倉庫	東京都江東区佐賀1丁目15番7号
三井倉庫株式会社関東支社 大手町トランクルーム事務所 辰巳事務所	東京都千代田区大手町1丁目1番3号 東京都江東区辰巳3丁目9番2号
株式会社住友倉庫東京支店 住友ツインビルトランクルーム営業所 大井営業所	東京都中央区新川2丁目27番1号 東京都大田区東海4丁目5番18号
澁澤倉庫株式会社東京支店 青海営業所	東京都江東区青海3丁目2番17号
株式会社ヤマタネ関東支店 深川営業所	東京都江東区越中島1丁目1番1号
ケイヒン株式会社港南営業所	東京都港区海岸3丁目4番20号

(指定鑑定業者)

第11条 第5条第1項による指定鑑定業者は、次のとおりとする。

JX金属株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番2号
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号
三井金属鉱業株式会社	東京都品川区大崎1丁目11番1号
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋5丁目11番3号
DOWAメタルマイン株式会社	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
株式会社徳力本店	東京都千代田区鍛冶町2丁目9番12号
石福金属興業株式会社	東京都千代田区内神田3丁目20番7号
横浜金属株式会社	神奈川県相模原市橋本台3丁目5番2号
松田産業株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号

ただし、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社にあつては金、銀、白金のみの、横浜金属株式会社にあつては銀のみの鑑定を行うものとする。

(指定業者の貴金属地金の引渡等)

第12条 第5条第9項の規定により当社の指定した者が直接指定倉庫業者に引渡すことが

できる場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当社の指定ブランドの製造元である者が、自己のブランドの貴金属地金を渡す場合

イ 金

第2条第1号イに掲げる者

ロ 銀

第2条第2号イに掲げる者

ハ 白金

第2条第3号イに掲げる者

ニ パラジウム

第2条第4号イに掲げる者

(2) 当社の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約（以下「コンサイメント契約等」という。）を締結している者で、かつ、当社の指定した次に掲げる取引参加者が当該指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合

イ 金

三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ICBC Standard Bank Plc、豊田通商株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

ロ 銀

JX金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、ICBC Standard Bank Plc、豊田通商株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

ハ 白金

三菱マテリアル株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ICBC Standard Bank Plc、三菱商事RtMジャパン株式会社

ニ パラジウム

住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

(3) 前号イからニに指定した者が、当社が指定業者の貴金属地金の購入に関する運用要領に基づき定める者を相手方としてコンサイメント契約等を締結し、この者から直接入手した貴金属地金を渡す場合

2 金、白金又はパラジウムの受渡しにおいて、当社の指定ブランドの製造元である者、又は当社の指定ブランドのコンサイメント契約等を締結している者等で当社の指定した以下の取引参加者（鑑定不要取引参加者）により第2条に定める受渡供用品に該当する

ことを保証する書面が付されている場合で、当社の指定する機関における量目、比重、音波検査器等による検査に合格したものについては、直接指定倉庫業者にこれを引渡し、受渡しに供用することができる。

イ 金

JX金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

ロ 白金

三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

ハ パラジウム

三菱マテリアル株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、三菱商事RtMジャパン株式会社

- 3 倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領に規定する認定業者が当社の指定ブランドのコンサイメント契約等を締結し、かつ、当該指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合であって、倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領に規定する認定受託取引参加者が当該貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行うものについては、直接指定倉庫業者にこれを引渡し、受渡しに供用することができる。
- 4 第1項第1号又は第2号の規定により直接指定倉庫業者に引渡した貴金属地金について、倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領に規定する書面が付されている場合にあっては、第1項第2号に定める当社の指定した者は、これを受渡しに供用することができる。

(倉荷証券)

第13条 業務規程第54条第1項に規定する倉荷証券は、次の事項を記載したものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたものであり、かつ、同一銘柄につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。

- (1) 種類 (品名)
- (2) 個数
- (3) 銘柄 (略式による表示を含む。)
- (4) 数量 (個数が複数の場合にあつては、総量。)
- (5) 純度
- (6) 製造番号
- (7) 火災保険の契約先、その附保金額及び期間
- (8) 保管料 (個数が複数の場合にあつては、その1個あたりの保管料。) が受渡日の属す

る期まで支払い済みである旨

(9) 盗難（強盗を含む。）及び全部又は一部の滅失に係る損害保険を付している旨

（申告受渡）

第14条 業務規程第57条の貴金属受渡細則に定める申告受渡の対象とする上場商品構成品とは、金、銀、白金及びパラジウムとする。

2 業務規程第57条において規定する申告受渡は、当月限納会日が属する月の前月第1営業日から当月限納会日の前々営業日の午後2時30分までに、当社が定める申請書により申出なければならない。

3 前項に定めるもののほか、申告受渡に関し必要な事項は、貴金属申告受渡実施要領をもって定める。

（受渡条件調整）

第15条 業務規程第58条の貴金属受渡細則に定める受渡条件調整の対象とする上場商品構成品とは、金、銀、白金及びパラジウムとする。

2 業務規程第58条の貴金属受渡細則に定める期間とは、第4条第2号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を当社が取引参加者に対し通知したときから、同条第4号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午後3時30分までの間とする。

3 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、貴金属受渡条件調整実施要領をもって定める。

（ADP）

第15条の2 業務規程第58条の2の受渡細則に定める期間内とは、当月限納会日の日中立会終了時から、第4条第4号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午後2時までの間とする。

（受渡しに係る手続きの方法）

第16条 第4条、第7条、第8条、第9条、第14条、第15条及び第15条の2に規定する手続きは、原則として、当社が設置する電子計算機等を利用したシステム（以下「受渡システム」という。）により行うものとし、その方法は受渡システム実施要領をもって定める。この場合において、受渡システムにより渡方受方双方が行う承認をもって、第8条第2項、貴金属申告受渡実施要領、貴金属受渡条件調整実施要領及びADP実施細則に定める連署と取扱うものとする。

第3章 現物取引における受渡し

(現物取引における受渡し)

第17条 現物取引における受渡しは、業務規程に定めるもののほか、本章の定めるところにより行わなければならない。

(受渡供用品)

第18条 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引における受渡供用品は、次の各号に掲げる1,000グラムパー純度99.99パーセント以上の金地金であって、かつ、商号又は商標及び品位が刻印されたもの並びに貴金属受渡供用品の指定要領第5条に規定する品質及び形状の基準を満たすものでなければならない。

(1) 日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社、松田産業株式会社、日鉱製錬株式会社、アサヒプリテック株式会社及びパンパシフィック・カッパー株式会社においてそれぞれ製錬された金地金

(2) 次に掲げる商標の金地金

JOHNSON MATTHEY (LONDON, AUSTRALIA, CANADA, SALT LAKE CITY, HONG KONG)、ENGELHARD、SWISS BANK、ARGOR S. A.、ARGORHERAEUS S. A.、CREDIT SUISSE、DEGUSSA、UNION BANK OF SWITZERLAND、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、COMPTOIR LYONNAIS LOUYOT、METALOR U. S. A.、RAND REFINERY、GOLDEN WEST REFINING、LG METALS、ENGELHARD-CLAL (PARIS, LONDON)、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、LG-NIKKO、AGR、VALCAMBI S. A.、METALOR、LS-NIKKO、ASAHI REFINING CANADA、ASAHI REFINING USA

2 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における受渡供用品は、次の各号に掲げる100グラムパー純度99.99パーセント以上の金地金であって、かつ、商号又は商標及び品位が刻印されたもの並びに貴金属受渡供用品の指定要領第5条に規定する品質及び形状の基準を満たすものでなければならない。

(1) 三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社、松田産業株式会社、アサヒプリテック株式会社及びパンパシフィック・カッパー株式会社においてそれぞれ製錬された金地金

(2) 次に掲げる商標の金地金

JOHNSON MATTHEY (LONDON, AUSTRALIA)、SWISS BANK、ARGORHERAEUS S. A.、CREDIT SUISSE、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、METALOR U. S. A.、RAND REFINERY、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、VALCAMBI S. A.、METALOR、LS-NIKKO、ASAHI REFINING

(受渡方法)

第19条 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引の受渡しは、次の方法による。

- (1) 渡方は、受渡しに提供する受渡品について、当社が定める現物取引荷渡通知書を作成し、現物取引が成立した日の午後3時まで、これを当社に差し出さなければならない。この場合において、業務規程第54条第1項ただし書きに規定する受方の同意があるときは、受方の同意のあることを証する書面を併せて当社に提出しなければならない。
 - (2) 当社は、現物取引が成立した日の午後5時まで、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金等を通知する。
 - (3) 受方は、現物取引が成立した日の翌営業日の正午までに受渡代金等を当社に差し出す。
 - (4) 渡方は、業務規程第68条の2に定める受渡日の午前10時まで、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。
 - (5) 受方は、業務規程第68条の2に定める受渡日の正午までに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。
 - (6) 前2号の場合において業務規程第68条の5第1号で準用する業務規程第54条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書」と読み替えるものとする。
- 2 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引の受渡しは、次の方法による。
- (1) 渡方は、受渡しに提供する受渡品について、当社が定める現物取引荷渡通知書を作成し、現物取引が成立した日の午後3時まで、これを当社に差し出さなければならない。この場合において、業務規程第68条の5第2号ただし書きに規定する渡方と受方の合意があるときは、合意があることを証する書面を併せて当社に提出しなければならない。
 - (2) 当社は、現物取引が成立した日の午後5時まで、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金等を通知する。
 - (3) 当社は、現物取引が成立した日の午後5時まで、現物取引荷渡通知書に基づき、指定倉庫に対して当該受渡しに提供される受渡品に関する所有名義の変更に係る手続きに関する指示を行う。
 - (4) 受方は、現物取引が成立した日の翌営業日の正午までに受渡代金等を当社に差し出す。
 - (5) 渡方は、業務規程第68条の2に定める受渡日の正午までに、受渡しに提供する受渡品に関し、受方への所有名義の変更に係る手続きに関する指定倉庫への指示並びに受方への所有名義の変更に係る手続きを完了しなければならない。
 - (6) 前号にかかわらず、業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定による倉荷証券に

- よる受渡しにより受渡しを行う場合にあつては、渡方は、業務規程第68条の2に定める受渡日の午前10時までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出す。
- (7) 渡方は、前2号のいずれかの手続きが完了後、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。
- (8) 受方は、業務規程68条の2に定める受渡日の正午から受渡日から起算して5営業日以内に指定倉庫から受渡品を出庫する。
- (9) 前号にかかわらず、業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定による倉荷証券による受渡しにあつては、受方は、業務規程第68条の2に定める受渡日の正午までに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。

(渡方及び受方の義務)

- 第20条** 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引の受渡しにあつては、第5条の規定を準用する。なお、この場合において「当月限納会日」とあるのは「現物取引を成立させようとする日」と読み替えるものとする。
- 2 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における受渡しにおいて、渡方及び受方は、現物取引を成立させようとする日までに、受渡しを行う指定倉庫業者との間で現物取引の受渡しに必要な契約をそれぞれ締結しなければならない。
- 3 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における受渡しにおいて、渡方は、現物取引を成立させようとする日までに、受渡しに提供する貴金属地金を指定倉庫業者に引渡さなければならない。
- 4 第2項にかかわらず、業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定に基づき倉荷証券により受渡しを行う場合にあつては、受方は指定倉庫業者との間で現物取引の受渡しに必要な契約は要しない。

(指定業者の貴金属地金の引渡等)

- 第21条** 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における受渡しに提供する貴金属地金の指定倉庫業者への引渡しは、第12条を準用する。

(渡方の制限)

- 第22条** 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における渡方は、前条で準用する第12条の規定に基づき直接指定倉庫業者に引き渡した場合の当社が指定する者及び第12条に規定する当社が指定した者が前条で準用する第12条の規定に基づき直接指定倉庫業者に貴金属地金を引渡し、当該者から指定倉庫内において、当該貴金属地金の譲渡を受けた旨の確認を受けた貴金属地金を指定倉庫に保有する取引参加者に限る。
- 2 前項にかかわらず、業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定に基づき倉荷証券により受渡しを行う場合の渡方は、前項に規定する者が前条に基づく貴金属地金について倉荷証券の発券手続きを行った第13条に規定する倉荷証券を所有する者に限るものとする。

る。

(受渡品提供後の滅失損傷)

第23条 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引における受渡し又は業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定による倉荷証券による受渡しの場合にあっては、渡方が受渡しのため倉荷証券を当社に差し出した後、当社がこれを受方に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷したときの取扱いについては、第6条の規定を準用する。

(指定倉庫業者及び指定倉庫)

第24条 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引における受渡しに係る業務規程第68条第2項で準用する業務規程第49条第1項第2号に定める指定倉庫業者及び指定倉庫は、第10条の規定を準用する。

2 業務規程第17条第4項第2号に定める現物取引における受渡しに係る業務規程第68条第2項で準用する業務規程第49条第1項第2号に定める指定倉庫業者及び指定倉庫は、次のとおりとする。

株式会社住友倉庫東京支店

住友ツインビルトランクルーム営業所

大井営業所

東京都中央区新川2丁目27番1号

東京都大田区東海4丁目5番18号

(準用)

第25条 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引における受渡しに関し、第20条第1項の規定により準用する場合にあっては、第5条第1項に定める指定鑑定業者は、第11条の規定を準用する。

2 業務規程第17条第4項第1号に定める現物取引における受渡しに関し、第20条第1項の規定により準用する場合にあっては、第5条第9項に定める指定業者の貴金属地金の引渡等については、第12条の規定を準用する。

3 業務規程第68条の5第1号で準用する業務規程第54条第1項に定める倉荷証券および業務規程第68条の5第2号ただし書きの規定による倉荷証券による受渡しにおける倉荷証券については、第13条の規定を準用する。

第4章 限日現金決済先物取引における受渡し

(限日現金決済先物取引における受渡し)

第26条 限日現金決済先物取引における受渡しは、業務規程に定めるもののほか、本章の定めるところにより行わなければならない。

2 限日現金決済先物取引の建玉を有する取引参加者は、渡方と受方の希望による受渡し

(以下「希望受渡し」という。)を行うことができる。

(受渡供用品)

第27条 受渡供用品は、次の各号によるものとする。

- (1) 金の受渡供用品は、第18条第2項の規定を準用する。
- (2) 白金の受渡供用品は、第2条第1項第3号の規定を準用する。

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第28条 受渡品の量目の増減の許容限度については、第3条の規定を準用する。

(受渡品の量目の計算)

第29条 受渡品の量目の計算については、第3条の2の規定を準用する。

(受渡方法)

第30条 受渡方法は、第19条第2項の規定を準用する。この場合において「現物取引が成立した日」とあるのは「希望受渡しが成立した日」と「現物取引荷渡通知書」とあるのは「希望受渡荷渡通知書」と「業務規程第68条の2」とあるのは「業務規程第63条の3の3」と読み替えるものとする。

2 希望受渡しの建玉については、ロールオーバーの対象から除外する。

(渡方の制限)

第31条 渡方については、第22条の規定を準用する。

(渡方及び受方の義務)

第32条 渡方及び受方の義務については、第20条第2項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において「現物取引を成立させようとする日」とあるのは「希望受渡しを成立させようとする日」と読み替えるものとする。

(指定倉庫業者及び指定倉庫)

第33条 業務規程第63条の3の2第2項で準用する業務規程第49条第1項第2号に定める指定倉庫業者及び指定倉庫は、第24条第2項に定める指定倉庫業者及び指定倉庫とする。

(希望受渡しの受渡条件調整)

第34条 業務規程第63条の3の8の貴金属受渡細則に定める受渡条件調整の対象とする上場商品構成品とは、金とする。

2 業務規程第63条の3の8の貴金属受渡細則に定める期間とは、希望受渡しが成立した日の午後3時30分までとする。

3 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、貴金属受渡条件調整実施要領をもって定める。

第5章 雑則

(改廃)

第35条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第1条（目的）、第4条（受渡方法）、第7条（早受渡し）から第10条（指定倉庫業者及び指定倉庫）まで、第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）、第14条（申告受渡）及び第15条（受渡条件調整）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第1条 第2条（受渡供用品）第1号(i)の変更規定は、平成21年6月3日に施行し、平成21年6月限以降の限月の受渡し（同年6月中の早受渡しを除く。）から適用する。

第2条 第10条（指定倉庫業者及び指定倉庫）の指定倉庫の新設規定及び指定倉庫業者の変更規定は、平成21年6月3日に施行し、指定倉庫の削除規定は、同年6月30日に施行する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）第1項第2号（ハ）の変更規定は、平成21年7月31日から適用する。

附則

第4条（受渡方法）第2号の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第1条 第2条（受渡供用品）第1号(i)、第2号(i)、第3号(i)及び第4号(i)の変更規定は、平成21年11月19日に施行し、同年12月限以降の限月の受渡し（同年11月中の早受渡しを除く。）から適用する。

第2条 第10条（指定倉庫業者及び指定倉庫）及び第11条（指定鑑定業者）の変更規定は

平成21年11月19日に施行する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）第1項第2号（㍑）の変更規定は、平成22年2月25日から適用する。

附則

第1条 第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成22年9月30日に施行し、平成22年10月限以降の限月の受渡し（平成22年9月中の早受渡しを除く。）から適用する。

第2条 第11条（指定鑑定業者）及び第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）の変更規定は、平成22年9月30日に施行する。

附則

第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成22年11月22日に施行し、平成22年12月限以降の限月の受渡し（平成22年12月限の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第10条（指定倉庫業者及び指定倉庫）の指定倉庫の新設規定は、平成23年5月2日に施行し、指定倉庫の削除規定は、同年5月16日に施行する。

附則

第2条（受渡供用品）、第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）、第13条（倉荷証券）の変更規定及び第3条の2（受渡品の量目の計算）の新設規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）の変更規定は、平成25年4月1日に施行する。なお、同年3月31日以前に発行された倉荷証券にあつては、従前の例による。

附則

第4条（受渡方法）、第5条（渡方の義務）、第7条（早受渡し）、第8条（合意早受渡し）及び第9条（両建早受渡し）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成26年11月20日に施行し、同年12月限以降の限月の受渡し（同年11月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）の変更規定は、平成27年2月16日に施行し、同年4月限以降の限月の受渡し（同年3月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第1条 第16条（受渡しに係る手続きの方法）の新設規定及び第16条（改廃）の変更規定は、平成28年3月22日に施行する。

第2条 第16条の新設規定の適用について、平成28年6月限までの受渡しについては、なお従前の例によることができる。

附則

第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成28年5月12日に施行し、同年6月限以降の限月の受渡し（同年5月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）の変更規定は、平成28年6月16日に施行し、同年8月限以降の限月の受渡し（同年7月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第1章（総則）の章名、第2章（現物先物取引における受渡し）の章名、第1条の2（現物先物取引における受渡し）、第3章（現物取引における受渡し）、第4章（限日現金決済先物取引における受渡し）及び第5章（雑則）の章名の新設規定並びに第2条（受渡供用品）、第11条（指定鑑定業者）及び第17条（改廃）の変更規定は、平成28年7月25日に施行する。

附則

第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成28年9月29日に施行し、同年10月限以降の限月の受渡し（同年9月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第4条（受渡方法）、第5条（渡方の義務）、第7条（早受渡し）、第8条（合意早受渡し）、第9条（両建早受渡し）、第14条（申告受渡）、第15条（受渡条件調整）、第22条（渡方の制限）、第26条（限日現金決済先物取引における受渡し）及び第32条（受渡条件調整）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第28条（受渡品の量目の増減の許容限度）及び第29条（受渡品の量目の計算）の新設

規定並びに第2条（受渡供用品）、第4条（受渡方法）、第27条（受渡供用品）、第28条（受渡方法）、第29条（渡方の制限）、第30条（渡方及び受方の義務）、第31条（指定倉庫業者及び指定倉庫）、第32条（受渡条件調整）及び第33条（改廃）の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

第15条の2（ADP）の新設規定並びに第4条（受渡方法）及び第16条（受渡に係る手続きの方法）の変更規定は、平成29年3月3日に施行し、平成29年4月限以降の限月から適用する。

附則

第2条（受渡供用品）及び第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第12条（指定業者の貴金属地金の引渡等）、第14条（申告受渡）及び第15条（受渡条件調整）の変更規定は、平成29年8月1日に施行する。

附則

第2条（受渡供用品）の変更規定は、平成29年10月4日に施行し、同年10月限以降の限月の受渡し（同年10月中の早受渡しを除く。）から適用する。

附則

第34条（希望受渡しの受渡条件調整）の変更規定は、平成30年1月1日に施行する。